|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請　　　　　書　　　（　　　　）年　　月　　日上三川町長　星 野 光 利　様住　所受 注 者氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事箇所 |  |
| 工期 | 　　　（　　　　）年　　月　　日　か ら　　　（　　　　）年　　月　　日　ま で |
| 請負代金額 | 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　円）［備考］（　）の部分は、請負者が課税事業者である場合に記載する。 |

　上記の工事を、次の条項により履行することをお請けします。１．頭書の工事を、頭書の工期内に設計図書（設計書、図面、仕様書）に基づき完成すること。２．仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定めること。３．この契約の履行に関して知り得た秘密は漏らさないこと。４．この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。ただし、貴職の承諾を得た場合は、この限りでないものとする。５．工事の施工に関しては、すべて貴職の指定した監督員の指揮監督に従うこと。６．工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従うこと。７．工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償すること。８．請負者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に、工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済部分の請負代金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。））を支払い、工事を完成すること。９．工事が完成したときは、書面で通知し、検査に合格後、請負代金額の請求ができること。10．本書に定めない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。 |